

**○事務局長** はい、それではご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和 3 年度第 9 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長、ご挨拶をお願いいたします。

**○会長** （会長挨拶）

**○事務局長** ありがとうございます。それでは、会議規則第 4 条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

**○議長** それでは、座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、6 番委員、7 番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。それでは日程第 2、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、9 番委員は退席をお願いいたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** それでは、1 ページ目をお開きください。日程第 2、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。

（4 件の申請について説明）

以上で説明を終わります。

**○議長** 続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。7 番委員。

**○7 番委員** 議案第 20 号の第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。番号 1 番と 2 番の説明を行います。今回 4 件の申請がありましたが、昨日 9 日に 6 番委員、7 番私、12 番

委員と局長で調査をいたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された場所になりますが、農振農用地区域外農地となっております、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項の規定する不許可の要件には該当せず許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、2筆が、農振農用地区域外農地となっております、残り2筆が農振農用地区域内農地となります。対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項の規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。これは譲渡人、□□が登記までをされて、渡されるということです。1番と2番の説明を終わります。

**○6 番委員** それでは私のほうから、3番と4番の説明をいたします。番号3の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。続きまして、番号4の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上でございます。

**○議長** ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしま

す。退席された方の入室をお願いします。続きまして、日程第3、議案第21号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは、日程第3、議案第21号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和3年第12回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、12月1日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(内容説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えております。以上で説明を終わります。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何かございませんでしょうか。

**○7番委員** □□がそうやって、売りたい人の農地を買っておられる。そこは事務局としても問題ないのですか。

**○係長** そうですね、こちらはもう既に、ご本人さんが□□に売るということで来られておられて、また、□□につきましても、現在多良木の農地をたくさん買っておられて、こちらを買えませんよということで、お答えすることは出来ないと思っております。以上です。

**○議長** 3番委員。

**○3番委員** 今度売買される□□ですが、私の高校時代からの友達で、実は相談を受けまして、どうしたらいいかっていうことで、いろいろ話合いをしたんですよ。2反半ばかりは残りま

すけれども、あとはもう全部売却したいというふうなことでした。その理由といたしまして、米価が非常に安い。それから自分が持っているトラクター、コンバイン、乾燥機などがみんなもう古くなって、買換えても今の米価では支払っていけない。それにもう後継者もないし、手放して金に変えたほうがいいのではないだろうかと本人さんは考えておられました。そう言われたらもう何も言われませんが、誰が買うのって言ったところが□□ということで、もう本人が相談をしておられました。そういうことで一応、売買ということになりました。実はほかに、私の地区で、誰か買い手がいないか探してくださいというような話があったんですよ。そこで、□□に話をしたところ、□□が黒肥地は買わないとはっきり言ってたんです。もう買うならば、久米か、多良木の中原辺りなら買うけど黒肥地は買いませんと言われてまして、今非常に困っているんですが、昨日もある人が来て、誰かに売れないだろうかということでしたけども、久米辺りが〇〇円ならば、もう黒肥地の後ろのほうは〇〇円ぐらいでしないといけない、というような話はしたんですけども、ご本人さんも、それでもいいというようなことでした。今誰か作り手がいないかなあと思って、当たっているんですけども、売買のほうはもうちょっと無理で、明後日の12日に耕作者と地主さんとの協議はした上で、決めていくと。ただ、小作料も半額だそうです。非常に厳しくなってきたるんですよ。米価が5,000円台ですからどうしても赤字になってくる。売ってくれて言ったほうは、もう早く手放したほうがいいというような考え方で。ところが黒肥地のほうはちょっとですね、大久保や東光寺の上あたりは、恐らく買い手が見つからないだろうと思います。ですからもうとにかく今の米価の関係では、今後はどうなっていくかちょっと心配です。

**○議長** 今色々な話がございましたが、まず農地の売買に関してはですね、やはり相対で決められてきたところはもう、それなりに行くしかないということが現状です。皆さん方も

立会い等をされると思いますが、買われた後の管理も、ちゃんとするというところで、立会い等もされていると思いますので、□□の場合も営農の担当をちゃんと決めて、米を作るというところで、言っておられるところですので、相対で決められたところはその流れでいくということです。またその売買、あるいは貸借についてですね、農業委員さん方に相談があった場合は、やはり近くの担い手さんから順次ですね、探してもらうというのが本当だと思います。それでどうしてもおられない場合は、ほかの方法を色々横の連携等もとりながらですね、進めていただくと。先ほど3番委員のほうからも非常に厳しいというお話がありましたが、これから先皆さん方も非常にそういう売買等、また利用権設定等大変厳しい状況があると思いますが、頼まれるほうも何とかどうにかならないだろうかということで頼まれるところですので、できるだけ皆さん方もご苦労ですが、ご協力をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。他に何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。それでは異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。

**○事務局長** 日程第4、議案第22号、非農地証明願に対する判断についてということで、議案を上げているんですけども、今回、12月6日付けで、申請者の方が非農地証明願に対してもう一度考えてみたいということで、今回は取下げられましたので、こちらは取下げということになっております。以上です。

**○議長** はい。ただいま事務局からも説明がございましたとおり、日程第4の非農地証明願に対する判断についてという議題は本人の取下げによって、議案の取消といたします。続きまして日程第5、議案第23号、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** 今回、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見決定についてというこ

とで、税務課の固定資産税のほうから上がってまいっております。地籍調査実施区域ということで、裏面に図面をつけておりますけれども、地籍調査事業による農地転用協議についてということで別冊をつけさせていただいております。順番通りに並んでいれば1番上にあると思います。今回、大字黒肥地の計15字の地籍調査をやられております。そしてこれを今度、国のほうへ、認可許可を取るために、農業委員会の意見が必要だということになっております。この地区で地籍調査をやられましたのが1,884筆、79.34ヘクタールをやられております。その1884筆のうち、農地が農地以外の用途に利用されている土地というのが276筆。逆に農地以外の土地が農地として利用されている土地というのが32筆ございました。276筆の詳細を調べたんですけれども、実際、長狭物、県道とか町道とか河川とか水路などの長くて狭いものですが、農地がこの長狭物になってたのが69筆ございました。それから山林が132筆、雑種地になってましたのが11筆、墓地になってましたのが2筆、ため池になってましたのが2筆、それから農地から宅地になっておりましたのが60筆ございました。この60筆のうち、農地法が施行された以前に建設されたのが25筆、あと、農地法施行以後に建設されたのが35筆ございました。農地転用の追跡調査をしましたけれども、この35筆が農地法施行以後に建設されたんですけれども35筆のうち、農地転用の許可書が見つかったのが14筆ということになっております。地籍調査係のほうからは、これに対して、農業委員会は、異議がありませんっていうことでしたら、うちのほうから、税務課の地籍調査係に意義がありませんということを、回答したいと思っております。ちょっと見にくいかと思っておりますけれども、こういった形で、地籍調査で地目の変更を行わせていただきたいということで上がっておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問、ご意見はございませんか。それではお諮りいたします。異議なしということよろしいでしょうか。そ

れでは、できるだけ地籍を早くということでもよろしくお願いいたします。それでは、異議なしということで地籍調査のほうには報告をお願いしたいと思います。それでは、続きまして日程第 6、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いします。

**○係長** 日程第 6、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について。令和 3 年 10 月 25 日から令和 3 年 11 月 25 日までの分となっております。

(内容説明)

以上報告を終わります。

**○議長** ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、これで報告第 15 号を終わります。続きまして日程第 7、報告第 16 号、許可不要転用届の報告についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

**○事務局長** 日程第 7、報告第 16 号といたしまして、許可不要転用届の報告についてです。

(7 件の申請について説明)

以上で報告を終わります。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが本件について何かご質問はありませんか。  
12 番委員。

**○12 番委員** 無線基地局の賃借料っていうかそういうのはどれぐらいとか、答えられれば。

**○事務局長** 大きいのが〇〇円ぐらいかなって思うんですけども、小さいやつは〇〇円ぐらいだと思います。

**○議長** ほかに何かございませんか。ないようでしたら、報告第 16 号を終わります。続いて、日程第 8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、その前に、総会を 1 月 12 日水曜日 9 時から行います。また、それに伴います事前調査を 1 月 11 日火曜日午前

9時から行いたいと思います。それに伴う調査委員に、8番委員、13番委員、14番委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それではよろしく申し上げます。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

**○事務局長** これをもちまして令和3年度第9回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記